

第 26 回 MOF・NGO 定期協議議事録

◆ 日時：2004 年 6 月 21 日（水）15:00-18:00

◆ 場所：財務省中 422 会議室

◆ NGO からの討議議題

1. 世銀・中所得国戦略について
2. 世銀・報告書「採掘産業の再検討」に関する日本政府のポジションについて
3. IFC の情報公開政策について
4. チャシュマ灌漑プロジェクトにおけるインスペクション・パネルの進行について
5. ナムトゥン 2 ダムにおける情報公開について
6. OECD/ECG のコモンアプローチについて
7. サンロケダム・ミンダナオ石炭火力プロジェクトに関する要請に対する日本政府・JBIC の対応について

◆ 出席者：（敬称略、順不同）

【財務省国際局】

開発機関課：石井課長、長谷川企画官、水野(敦)補佐、日向補佐、平良係長、宮田係長、氷海係長、朝倉係長

開発政策課：中尾課長

開発金融課（当時；現参事官室）：水野(哲)課長、升平補佐

【NGO】

松本悟、山田、後藤（以上メコンウォッチ）、松本（郁）、波多江、清水、村上、渡津、加藤、岡崎（以上、FoE Japan）、森（GCAO）、伊藤（ODA ネット）、蓮生（一橋大学）、南沢、古沢（以上、國學院大學）、石田、荒山、田辺（以上、JACSES）

.....

1. 世銀・中所得国戦略について

田辺：

世銀の中所得国戦略について、世銀のセーフガード政策ではなく、国内制度を適用するというような提案が、理事会の議論の中で事務局から出されていると伺っている。それに対して NGO では、国内制度を適用するときに世銀のセーフガード政策の基準が維持できるのか、という懸念があり、6 月 7 日に 60 カ国 186 団体の署名レターなども理事会に提出した。6 月 8 日の世銀の理事会では、インフラの改革プロジェクトとしてメキシコのグアナファト州で国内制度を適用するパイロットプロジェクトが承認されたとも伺っている。

1 点目は、世銀のセーフガード政策を満たしているかどうかをどのように世銀自身がチェックし認証するのか、お聞きしたい。

2 点目は、世銀のセーフガード政策では、被害住民が世銀のインスペクション・パネルに問題点を訴え、パネルが政策違反の有無をチェックすることができたが、国内制度を適用されたときに、被害住民はどのような対応をとることができるのか、お聞きしたい。

3 点目は、世銀のセーフガード政策の中では、環境影響評価や住民移転計画など世銀が情報公開しなければいけない文書がいくつかあるが、国内制度が適用されたときにこれらが世銀から公開されるのかどうか、お聞きしたい。

4 点目は、もともと世銀のセーフガード政策、情報公開政策、インスペクション政策などは NGO とのコンサルテーションによって長期間にわたって積み上げてきたものである。このような制度の変更に際してコンサルテーションなしで、理事会で討議されるのはいかがかと思うが、財務省はどのようにお考えか。

MOF 水野（敦）：

まず、借入国の国内制度を適用することについては、2 年前の 2002 年に、世銀のホームページ上でパブリック・コメントに付されていたものである。既にコメントの受付は終了しているようであるが、引き続き世銀ホームページ上で行っていて、文書もご覧いただけ、また世銀側でも照会に応じているとのことなので、世銀に聞きたいとされているご質問については直接世銀に照会して頂くのがよいと思う。借入国の国内制度を適用することにより基準を低めることにならないか、というのが懸念だと思うが、当然我々もそうした懸念は共有している。

1 点目について、国内制度の活用は世銀の中所得国支援戦略の一要素であり、この中所得国支援戦略の基本的な発想は、従来借入国側にとって負担となっていた諸手続を、現在の基準を低下させることなく緩和し、借入国が世銀の融資にアクセスしやすくすることを目的とするものである。

世銀は、借入国の制度が、該当する世銀の政策の目的及び運営上の原則を実質的に満たすかどうか、受入れ可能なものかどうかについて評価を実施する。

具体的には、地域局のスタッフが ESSD 及び法務部と協力して行う。その際、地域局が世銀の政策と借入国の制度の差異、及びその差異を埋めるための措置を明らかにする責任を負うことになる。世銀は、借入国の制度を使用する意図があることをできる限り前もって、可能であれば、国別援助戦略（CAS）で明らかにする。各プロジェクトにおいては、Project Information Document で借入国の制度を利用するという計画を明らかにし、後続の Project Information Document でより詳細な説明を行うということになる。さらに、Project Appraisal Document では、どのように借入国の制度が受け入れられるかどうかについての評価を行ったかについて、また借入国の制度の利用が世銀の政策の目的を実質的に満たすと世銀が判断した根拠について詳細に示すことになっている。

また、メキシコのパイロットプロジェクトについて、国内制度の適用に際して世銀が詳細にメキシコの国内制度の分析を行い、補完的な措置を定めており、そういう点では安心できる内容と考えている。ただし、今後のこれらの実施については、慎重に見ていくことが重要と考えている。

2 点目について、インスペクション・パネルに提訴する事は可能かということだが、そのプロジェクトに国内制度を適用したときに、当該国内制度に違反していると影響住民が考える場合には、その住民は、従来通り、他の全ての世銀プロジェクトと同様に、インスペクション・パネルに異議申し立てを行うことができる。インスペクション・パネルでは、世銀マネジメントがプロジェクト・プログラムの計画、審査、実施にあたって、世銀の政策や手続きを遵守したかどうかを調査することになる。

3 点目について、環境影響評価や住民移転計画の公開は国内制度を適用する場合はどうか、ということだが、借入国の国内制度を利用するプロジェクトにおいても、環境審査、移転計画等についての世銀の公開基準は引き続き維持される。そもそも国内制度を利用するということは、世銀のセーフガード政策と国内制度が同等であると判断する場合においてのみなので、問題なく公開基準は適用されると理解している。国内制度の利用に不都合が生じる場合には、世銀自身のセーフガード政策が適用されると考えている。

4 点目について、国内制度を活用することについては 2 年前の開発効果委員会で議論され、文書は 2002 年の 10 月に世銀のウェブサイト在世銀事務局では、ウェブサイトに乗せたが反応は少なかった世銀のウェブサイトで公開されている文書「Safeguard Policy: Framework of Improving Development Effectiveness」の中では、国内制度の活用による政策の変更は、パイロット・ケースの慎重な実施、と評価を行った後、理事会、借入国、NGO を含む外部ステーク・ホルダーとの協議を経て、中長期的に行われる、とされている。今パイロット・ケースを行ったからといって、ただちに国内制度の活用を全面的に行うわけではない。きちんとパイロット・ケースの効果・評価を踏まえて検討していきたい、としている。世銀事務局の方では、2 年前に公開しすでに質問などの受付は終了しているが、パイロット・ケースの開始を受けて文書へのコメントを送ることを希望する人がいれば、今でも意見・質問を送っていただいて構わないとのことである。

田辺：

3 点ある。1 点目は、セーフガード政策のパブリック・コメントは確かに前から行われていたが、今回の新しい中所得国戦略のドラフトは非公開であるし、それに関してパブリック・コメント等は行われておらず、その点に関してはどのようにお考えか。2 点目は、今後このようなパイロット・ケースを行う予定があるか。3 点目は、国内制度と世銀のセーフガード政策の差異を誰が判断して行うかが重要だと思うが、それを地域局が行うと、プロジェクトを実施する側が自らチェックする、ということになるが、チェック機能が働くのか疑問に思う。その点に関してはいかがか？

MOF 水野（敦）：

まず最後の点から、プロジェクトの実施主体がその国の国内制度を適用したいと考えた場合、世銀のセーフガード政策に照らし合わせて何が足りないかを把握する必要がある。先ほど地域局が中心となつてと答えたが地域局だけで行うわけではなく、世銀内部では法務部や ESSD もチェックを行う。また当然文書は公開されるので、外部からのチェックも働くと思う。したがって、プロジェクトを実施する部署がチェックを行ったら直ちに問題がある、ということにはならないと思う。ただ、実際にきちんと実施できるか、ということはチェックする必要があると思うし、自己評価だけでなくチェックしていただき

たい。

パイロット・ケースを今後行うのか、ということだが、これ一件行ってうまくいったから、ポリシーを変更しよう、ということにはならない。何件か実例を積んでいく必要があるのではないか。具体的なパイロット・ケースの予定については今回は事務局には照会していない。

中所得国戦略に関しパブリック・コメントを行っていない、ということだが、まずセーフガード政策、国内制度を使うか使わないか、ということは2年前に行っている。

MOF 石井：

皆さんが問題にしているのが国内制度を使うかどうか、ということであれば、それはすでに行っているので切り離して考えてよい、ということだと思う。

石田：

つまり、これは2年前からのセーフガード政策の中で、すでにパブリック・コメントを行ったという認識でよいか。

MOF 石井：

すんでいるプロセスとはいえ、まだ問題になっているところがあれば具体的な手段がとれるが、皆さんの理解ではまだプロセスが終了していないとお考えか？

田辺：

そうだ。具体的に政策のドラフト段階で、国内制度がきちんと動くかどうか、懸念している。

MOF 石井：

そういう意味では、中所得国戦略の中に国内制度を使うか使わないかというのはコンポーネントに入っているが、2年前にパブリック・コメントに付されたときから拡大に飛躍して別のものが中所得国戦略に入ったわけではない。したがってパブリック・コメントをかけていない。世銀は低所得国の戦略は作ってきたけれども、中所得国に対してどのように新しい環境の中で支援していくべきか、新しい枠組みがなかったため、新しく中所得国戦略をまとめた。国内制度を使う話は、その中のコンポーネントの中に、クライアントの負担をなるべく軽減していきたいという観点から出てきた。よって2年前から変わった要素が入っているわけではない。

また、具体的にはどのように適用されているのか分からない、というのは本当で、だからこそメキシコで第一回目のパイロットの案件が実施されている。我々もどういう方向で使われていくのか関心がある。思っていた以上に細かく、項目ごとにどこが適用できてどこが適用できない、というふうにアイデンティファイされていて、適用できない時にはどういった保証措置をとるかということは相当細かく決められている。その保証措置やオルタナティブと言われているものが本当に機能するのか、ということだが、これは実際行ってみないとわからない。機能しなかった時の担保措置は何か、という辺りが理事会で議論されている。彼らも真剣にそのイシューに関する相手国のキャパシティを評価しながら判断している

ので、その判断を信じることになる。もし行ってみて変な事が起こった場合の担保措置などはいろいろ考えられることなので、とりあえずはパイロットで行ってもらおうことになると思う。

我々も、中所得国戦略を議論していた時からこれでセーフガード政策の質が低下するのではとかなり懸念していたが、メキシコのケースを見て安心した、というのが正直なところだ。あとは保証措置が高い質を持って実施されていくかどうかを見る必要がある。

古沢：

国内制度をセーフガード政策と同等なものとしてすりあわせていくことに関して、段階的なプロセスが必要かと思うが、財務省はどのように考えるか？

MOF 石井：

今回のメキシコのパイロットプロジェクトは、州のプロジェクトであり、実施主体は州である。つまり環境審査、非自発的移転、先住民族、それぞれについて州法がどうなっているかを調べ、その州法がそれぞれ適用できるか、できないかを審査している。10 項目程度ある世銀のセーフガードを州ごとにひとつずつ審査するとなると、相当緻密な作業を必要とするだろう。

松本（郁）：

私たちもその点を懸念している。パイロット・プロジェクトということでかなり力を入れて実施されているとは思いますが、本当に全ての中所得国に対して今の世銀のセーフガード政策ではなく相手国の国内制度に基づいて行っていくとなると、国ごとに全ての政策を調べて、どこがどう違うのか、というのを見ていかななくてはならない。そうすると世銀のセーフガード政策をそのまま適用するのと、国ごとに全ての政策を調べるという作業を伴った国内制度の適用と、どちらが負担が少ないのか、という議論も出てくると思うが。

今行っているパイロットのように細かい仕事が始まった時、不十分なところに対して十分な対策をとって、それを公開できるのか。セーフガード政策であれば、誰もがこの政策が適用されている、ということが見てとれるが、国内制度を適用した場合、対策の全てを公開し、誰もがインスペクションにかけられるような制度になるのか、ということそこが煩雑になるのでは、という懸念が NGO にはある。

MOF 石井：

確かに一方ではそうだが、理想としてはプロジェクト実施国の国内制度レベルが世銀の基準と同レベルにあり、それが使えるようになる事である。その意味ではデモンストレーション効果が大きい。一方で、ブルガリアなど東欧でも一つ二つプロジェクトが考えられているようだが、あちらは州のプロジェクトではなく国のプロジェクトとなる。メキシコのように州ごとに全て国内政策を調べる、ということとはなかなかならぬと思われる。コストの方が行うことのメリットより大きいかどうか、というのはパイロットの結果出てくるものだと思う。そして結果を見て、良いほうを目指すべきではないか、と思う。

松本（郁）：

最初の水野さんの説明だと、途上国の方が使いやすいから、世銀のセーフガード政策ではなく、諸国の

制度を使おう、という方が先だという印象を受けたが、いかがか。もちろん途上国自身の基準やキャパシティが高まっていく、という目的もあるのだろうが、もし、こちらの方が使いやすいから、というところに重点があるのなら、必ずしも世銀の目指している方向に進まないのではないか。

MOF 石井：

中所得国戦略のいくつかのコンポーネントの一つは中所得国である以上、負担を軽減させようというものであり、受入国が使いやすいというのは重要である。一方でセーフガードの質は落としてはいけないところであり、世銀グループが関与していくことの一つの意味はセーフガードなどが全体的にレベルアップしていくことである。IFC が行っている Equator Principle などに関与することによって受入国の基準が高まる、というのが一つの重要な点である。この国内制度を適用するののもこういうものの一環であると思う。つまり必ずしも楽になるというだけではなく、落としてはいけないところもある。これをどう見ていくか、これからパイロットをいくつか実施する上で議論されていくところだと思う。

森：

これは援助手続きの調和という流れの下で出てきた話なのか？ 相手国の制度が良くなれば、世銀以外のプロジェクトの場合にも適用されるので、望ましいと思う。トライすることが重要で、実施している段階で修正するのも重要だろう。それぞれの国の自立的な取り組みを支持する方向性は良いと思う。

松本（郁）

国内制度に不十分なところがあった場合、どこが不十分で、どのような対策がとられるのか、ということは公開されるのか？

MOF 水野（敦）：

どのようにして世銀のセーフガード政策と同等のものにされたのか、ということは詳細に示すことになっている。

田辺：

例えば、環境影響評価だと、理事会承認の 120 日前に公開することになっているが、この 120 日前の段階でこのプロジェクトが、どの国内制度を適用して、どのような代替措置をとったか、ということが同時に公開されるということか？

MOF 水野（敦）：

その通りである。

松本（郁）：

JBIC のガイドラインの作成段階においても、なぜ日本が情報を公開しなければならないのかという議論があったが、世銀では公開しているという話をすれば、納得された。これまで、世銀が求めているところまでは途上国政府も行って来ているわけで、低いところに合わせるのではなく、高いところに合わせる必要がある。したがって、途上国の国内制度を世銀の制度に合わせるよりも、世銀の制度を高めていくことが重要なのではないか？

MOF 水野（敦）：

世銀のルールを使うという発想よりも、相手国の制度を活用したほうが良いという意見であって、セーフガードの基準を落とすという話ではない。今後もずっと中所得国を世銀の基準で縛っていくのか？

松本（郁）：

ただ、現段階では足りないところのほうが多い。

MOF 水野（敦）：

キャパシティービルディングを行うことを明確にしている。

石田：

これまで、セーフガード政策が高まってきたという経緯があるので、基準が落ちることが懸念である。基準が落ちないことが確認されなくてはと思う。

2. 世銀・報告書「採掘産業の再検討」に関する日本政府のポジションについて

松本（郁）：

質問を提出したときと現在では、だいぶ状況が変わっている。金曜日にマネジメント・レスポンスが提出され、ウェブサイトに掲載され、30 日間パブリックコメントが受け付けられている。その後 CODE の会議が開かれることになった。ウェブサイトに掲載されている以外で、今後のプロセスについて世銀事務局から説明があったのであれば教えていただきたい。

また、先々週の金曜日あたりにマネジメント・レスポンスが理事に提出されていたと思うが、日本政府は、このレスポンスの中で、働きかけが必要だと思っている点があれば、教えていただきたい。また、これまでに事務局に何か要望した点があればお聞きしたい。

MOF 水野（敦）：

6 月 18 日にマネジメント・レスポンスが公開され、パブリック・コメントが 30 日間行われることになった。今後は、パブリック・コメントでいただいた意見も踏まえて、CODE や理事会で議論することになる。今後の動きについてはマネジメント・レスポンスのドラフトを読んでもいただくのが良いと思うが、実施状況について 2 年ごとに進捗状況を理事会に報告することが、マネジメント・レスポンスに書かれている。CODE では 7 月中旬に議論し、その後理事会で討議するという予定になっている。

また、IFC のセーフガード政策、情報公開政策についても 7 月に CODE で話し合われる予定。その後、コンサルテーションが行われるとのこと。さらに、今月第一週にドイツのボンで開催された再生可能エネルギーに関する国際会議においても、年 20% の割合で再生可能エネルギーへの融資を増やしていきたいとの発言が世銀からあった。

マネジメント・レスポンスのドラフトに関しては、基本的には支持したいと思う。ただ二点ほど申し上げ

げれば、EIR のレポートでは、現地住民のフリー・プライアー・インフォームド・コンセント(free prior informed consent) が重要であると書かれているが、これに対して、マネジメントは十分に情報が開示され、意味のあるコンサルテーションが事前に行われること、フリー・プライアー・インフォームド・コンサルテーション(free prior informed consultation) が重要であるとしており、われわれは、マネジメントのアプローチに共感を覚える。

二点目は、2008 年までに、採掘産業から撤退すべきではないかという部分だが、マネジメントは、環境社会面で適切な配慮を行い、透明性、ガバナンスの問題改善に支援し、貧困削減を推進するという方向性だが、われわれもこれに賛同できると考える。そもそも、先進国においてさえ、今後 4 年以内に石油に依存した経済構造を抜本的に変えられるような技術革新が起こるとは考えられない中、途上国は相当程度の中長期にわたって石油・石炭に依存しなければならないのが現状であり、これを踏まえれば世銀が国際開発金融機関としての責務・知見に基づいて関与することにより、透明性の向上、環境社会配慮、人権の尊重等を実現するよう働きかけるほうがより適切ではないかと考えている。さらに、再生可能エネルギーを毎年 20%増加していくという点に関しては、その根拠を示してほしいと思っている。科学的な根拠が必要だと思う。

松本（郁）：

いくつかあるが、私はこのマネジメント・リスponsを見せていただいて、水野さんのおっしゃる通り、貧困削減のための指標も、採掘産業に関しては非常に細かく見ていくといった、今まで NGO の言ってきたことが報われてきたというのは非常に重要な進歩だと思う。IFC の情報公開など、なかなか進まなかったのが、ここにきて進むきっかけになったのは進歩だと考える。しかし、例えばポバティ・リダクションの指標の作成にしても、スケジュールもある適度細かくきちんと決めていかないと、本当に実施がどういうところで進んでいくのか、というのが一番気になるところである。

フリー・プライアー・インフォームド・コンセントについてだが、これはもともと「コンセント」、つまり「合意」だったわけだが、このマネジメント・レスponsの中で、「コンセント」ではなく「コンサルテーション」に変わっている。しかし「コンセント」と「コンサルテーション」は非常に異なっている。「合意をする」ということを事前に確認するのか、「コンサルテーションを行っている」ということだけを確認するのか、これらには非常に大きな違いがあると思う。おそらくこの点について、NGO 側からかなり強くコメントの中で出てくると思われる。コンサルテーションを行ったとしても、今のコンサルテーションのプロセスで最も問題にされているのは、どういった人がコンサルテーションに参加するのか、というのも一つだが、もう一つはコンサルテーションの中で出てきた意見をどういう風に実際に反映していくのか、というのが一番問題になっている。そういった意味で、事前に情報が出され、自由にそこに参加できたとしても、そこでコンサルテーションが行われた、という事実だけで終わってしまうとフリー・プライアー・インフォームド・コンセントの中の一番重要なところが抜けてしまう。ここが一番問題ではないか、と考えている。それが最初のポイントである。

また、ポバティ・インディケーターをクリアしていない場合にどうなるのかについては明らかになっていない、ということがある。

あと、この情報公開の中で、適切な”relevant”なパートの情報について公開する、となっているが、これは例えば HGA (Host Government Agreement) だけではなく、Production Sharing Agreement、あるいは PPA (Power Purchase Agreement) などこの中に含まれているのかどうか確認したい。今、例えばサハリンだと Host Government Agreement ではなく、Production Sharing Agreement になっている。また、Power Purchase Agreement も非常に問題になっているドキュメントなので、これについては是非、この「～等」の中にはいっているのかどうか確認していただきたい。

次いで、”revenue transparency” についてだが、これは”all large extractive industry project”となっていて、この”large project”というのが何か、という基準も明らかになっていない。

こういった細かいところについて、私たちも紙にまとめてまたお話をさせていただきたいと考えている。それぞれの細かいセーフガード政策に反映するところ、あるいは情報公開政策に反映するところ、いろいろなものがこれに則って今後作業が発生すると思うが、それぞれの作業が適切な形で進むようなスケジュールの確認も、このマネジメント・レスポンスに併せて確認していただきたい、と思っている。

MOF 水野（敦）：

詳細なコメントを頂いたが、そのこのところはどの政府もこれからやるべきところである。今後の具体的な措置については、IFC 事務局でも検討中であり、そのアプローチ・ペーパーは皆さんもアクセスできるのでそちらで参照願いたい。詳細については、正直まだ示すことが出来ない。

一点目の、「コンセント」か「コンサルテーション」か、ということについてだが、世銀マネジメントの言っている内容については大きな隔たりはないと思っていただきたい。コンサルテーションの定義は、広範なサポートがコミュニティから得られることを支援の条件とする、というようになるので、先住民の方の方が一人反対したらもう行わない、ということではもちろんないし、またコンサルテーションを行って、一部住民の支援を得られたからもういい、ということでもなく、broad support がないと行えない。broad support とは何だ、と言われるかもしれないが、そこは純粹に考えてよいのではないと思う。言葉が違う、ということだが、内容的には違いがないのでは、というのが私の考えである。

MOF 石井：

松本さんは一人でも反対したら行すべきではない、というようにお考えなのか。

松本（郁）：

実はここはいろいろ解釈があるところだと思う。私の解釈は、一人が反対したので全部のプロジェクトがだめになる、といった拒否権ではない。むしろ、今までで問題になってきたケースは、一人が強固に反対した、というのではなく地域の人々が反対している、というケースがほとんどである。そういった意味でいくと、社会的合意、という言葉は JBIC のガイドラインでは使ったように、「コンセント」というのは「社会的合意」を意味する、と私は考えている。ただ、一人一人が賛成しなくてはいけない、と考えている人もいると思われるので、「コンセント」の意味についてももう少しきちんと確認する必要があると考えている。しかし、例えばこれが本当にポリシーに入って、フリー・プライアー・インフォームド・コンサルテーションです、といったとき、それが本当に「社会的合意」といった意味になるのか疑問に

思う。

MOF 石井：

もし一人でも反対すればプロジェクトは行われぬ、ということではないとすると、たぶん当方とそちらとはそれほど違いがなく、コンサルテーションの実質がきちんと確保されるかどうか、ということになると思う。今までのプロジェクトで頻繁に問題になってきたのは、形ばかり整えられるが実際にはパブリックの意見は聞かれていなかったのでは、という点である。Affected people も含めて、broad support が確保されることが大事だ、ということで合意できれば、あとは具体的にどういう意味なのか、ということをつめていけばよい、ということになる。そういうことであれば、コンセントもコンサルテーションもあまり変わらないので、伺って安心した。懸念は非常に共有する。

松本（郁）：

ペーパーの書き方だが、フリー・プライアー・インフォームド・コンセントの新しいコンセプトに応じて、先住民族のセーフガード政策を変える、というようにある。これは当然 EIR で言っているのは、Affected people も中に入っている、と考えていいだろう。そうすると、それも含めた形でセーフガード政策を変更される、ということか。

MOF 石井：

そのように私は理解している。

松本（郁）：

先住民族のセーフガード政策のところは的確にフリー・プライアー・インフォームド・コンサルテーションを受けて変える、となったのだが、もう少し厳密にどのように変えていくのか、というのを明らかにする必要があると考える。

もう一つ確認したい。IFC で以前から進めているので、新しく人権についてのセーフガード政策に近いものができることになると思う。これはレスポンスの中では7月にプロポーザルが理事会に出ることになっているが、これは今後コンサルテーションをするための元になる枠組みのようなものが理事会に出る、という理解でよろしいか。

MOF 水野（敦）：

セーフガード政策の中に人権が入るか、というのは大きな論点である。理事会にいきなりあがる事はないと思うが、こちらは確認しておく。

松本（郁）：

是非お願いしたい。おそらく、いきなり出るのではなく、もう少し大きな枠組みが出る、ということではないか。

MOF 水野（敦）：

セーフガード政策と情報公開政策のアプローチ・ペーパーは、先ほども言った通り7月に出て理事会で

議論され、しかるのちにパブリック・コンサルテーションが実施される予定。そのコメントを受け、ポリシー・ペーパーが作られる。

松本（郁）：

人権のセーフガード政策についても全体的な枠組みの中に入っているということか。

MOF 石井：

その通りだ。

3. IFC の情報公開政策について

田辺：

IFC の情報公開政策についてだが、先ほどのお話にあった通り、現在アプローチ・ペーパーを作成していると聞いている。いろいろ IFC に質問したところ、このポリシーは一つ一つの文書について、公開か非公開か、ということを進めていく文書ではなく、公開・非公開の原則を明らかにしていく、という返答が来た。確かに、原則を発展させる事は重要だと我々も思っている。しかし、結局のところ、原則だけを発展させて実質情報公開が進んでいなければ、どれほどいい原則を作っても意味がない。またこれまでの IFC のプロジェクトで問題になってきたような、先ほど松本さんから指摘のあったさまざまな agreement も、文書が実際に公開されるか、というのが我々の懸念している点である。

いろいろ情報公開政策の作り方はあると思う。日本の情報公開法のように、原則を決めて情報公開審査会、つまりコンプライアンス・レビュー(compliance review) のメカニズムをもって原則と照らし合わせてきちんと公開できているかどうかチェックする政策もあるし、今まで多国間開発銀行がとってきたような、基本的に全ての文書は公開であるが、非公開の原則として constraint に載せ、それとは別に公開を義務化する文書がある程度羅列する、というようなあり方もあると思う。しかし、結局のところ IFC がどういう情報公開政策を目指すのか、というのが質問 1 のポイントである。それをお聞きしたい。

質問 2、3 は先ほどお話にあった EIR の個別の具体的な文章に関して財務省、IFC はどのようにお考えかお聞きしたい。

MOF 水野（敦）：

質問 1 について。IFC によれば、今回見直しにより、これまでの原則を変更する予定は無い、つまり情報公開政策見直し後も、クライアントの事業及び競合利益を実質的に害さない限り開示という原則には変更がないということである。

質問 2 について。7 月には情報公開政策見直しのためのアプローチ・ペーパーが作成され、議論が行われる。その後、このアプローチ・ペーパーをパブリック・コメントに付するとのこと。その具体的な内容はまだ承知していない。

EIR で言及されている文書についてだが、やはり IFC としてクライアントの機密情報に位置づけられ

るものは公開するのが難しいと思う。様々な文書を公開してプロジェクトの透明性を高めていくという要請がある一方で、公開により IFC の信頼性、プロジェクトの効果を損なうことにならないかということも考慮する必要がある。結局のところ、両者の間でどのようにバランスをとっていくかということが重要。

質問3について。我々としても、IFC のプロジェクトの透明性が高められることは、IFC のプロジェクトの効果や社会に与える影響を見極めるためにも当然重要だと考えている。他方、民間企業向け投融資を業務とする IFC としては、民間企業の機密情報の保護にも十分配慮する必要があると考えている。こうした両面の要請を踏まえ、現在 IFC において適切な情報公開のあり方について検討が勧められていると承知しており、まずはその検討結果を待ちたい。今後、情報公開政策の見直し案が公開されることとなるが、その際には皆様からのご意見にも大いに期待したい。

田辺：

クライアントの機密情報ということで一括りにしてしまうと、何がクライアントの機密情報か、外部のステーク・ホルダーにとってはわからず、結局何でもクライアントの機密情報にできてしまう。このクライアントの機密情報についての原則をある程度作っていったって、このようなものは機密情報であり、このようなものは開示する、という原則が必要なのではないかと思う。かつ、個別にクライアントが非公開としたい文書に関しては、理由を外部に公表していくというプロセスが望ましいのではないかと、思うが、いかがか。

MOF 水野（敦）：

どんな情報でも「民間企業の機密情報」と言って全く公開しないのは問題である。一方で、民間企業の有する機密情報として保護しなければいけないものもあることも事実。例えば環境アセスメントなどはまさに公開すべき情報であり、民間企業の機密情報とはならない。しかし財務関連情報は融資先の企業の状況を大きく反映するものであり、機密情報として保護すべき必要性が高いものと思われる。

MOF 石井：

たぶんアプローチ・ペーパーが出てこないとお互い抽象的な議論をしてもこれ以上進まない気がする。このドラフトのマネジメント・レスポンスを見ても、気持ちは前向きに transparency の確保が大事だといっている。具体的にいうと *whenever these are public concerned* となっているので、二重ぐらいに条件がかかっている。そこのところがどこまで *public concern* なのかというのは具体例に即して見ていかないと、ここで議論してもしょうがないという感もあるので、とりあえず待っていただきたい。

松本（郁）：

NGO の読み方としては、実は EIR の transparency に関するマネジメント・レスポンスは大型の extractive industry のプロジェクトは *host government agreement* を *public concern* であれば出す、というコミットメントだというように受けている。もしそうであるなら、例えば extractive industry の大型プロジェクトは *host government agreement* が出るけれども、例えば hydro power では出ない、とそういうことにはおそらならないだろう、とは思っているが、いかがか。

MOF 石井：

私もその点については読みにくいと思っている。要するに今後世銀グループが extractive industry に関与していくときに、IBRD や IDA を通すよりも IFC で側面から関与していくことのほうが多くなるだろう。パブリックセクターの new investment は clearly にやるつもりがないと書いてあるので、IFC がどういう考え方をしているかというのは、相当な部分、profit に関するネゴシエーションによると思う。そうするといろいろな部分を出していくわけにはいかない、と思われる。

松本（郁）：

PPA で過去に問題になったのは、ブジュガリ・プロジェクトである。これはウガンダの最高裁で、本当にダムがエネルギーとしてウガンダで適切なものなのか、代替案を考えると、PPA が公開されないと公の市民が本当にこれが自分たちにとって一番の選択なのかどうか判断ができない、という理由で PPA が公開されるようになったケースである。これはもちろん IFC が支援することになった。

Host government agreement が問題になったのは Baku-Tbilisi-Ceyhan のパイプラインプロジェクトである。これもこの地域で本当に正当な形で石油会社と交渉できているのかどうか、例えばグルジアで自分たちの環境法に違反するようなものが、このプロジェクトは特別だ、という形で企業と政府の間で合意を結んだわけだが、このところが問題になった。これがきっかけで、host government agreement が公開されるようになった。

こう見てくると、このような文書はパブリックコンサーンがあるときに、公開されなければいけないのではないか、と思われる。今までの経験を踏まえて、まさに extractive industry review の結論の一つとしてセーフガード政策の中に反映されるべき項目ではないか、と思う。

4. チャシュマ灌漑プロジェクトにおけるインスペクション・パネルの進行について

田辺：

パキスタンのチャシュマ灌漑プロジェクトについて、2002 年 11 月に影響住民がインスペクション・パネルに提訴して、2003 年 4 月に ADB 理事会がインスペクション・パネルをスタートさせた。今回はまだインスペクション委員会から日本理事に正式な提案が来ていないので、このパネルに対するポジションの議論は難しいと思うが、次回の財務省会合の前には決まってしまうため、今回議題を提起させていただいた。

パネルの調査が 3 月末から 4 月初めにかけて行われ、パネルのドラフトが 5 月末から 6 月にかけてリクエストのコメントにかけられた。最終的に 6 月 11 日にパネルから理事会インスペクション委員会（BIC）にレポートが送られたと聞いている。インスペクションポリシー上このパネルのレポートは非公開ということで実際公開されていないが、プロセスとしてはこのレポートを公開して多くの NGO、利害関係者に公開すべきだと思っている。

パネルのドラフトレポートはリクエストの方から読ませていただいたが、やはり政策違反がいくつか

指摘されている。特に追加融資を 99 年に行ったが、そのときに環境影響、社会的な影響に関するアセスメントを行っていないことが政策違反として指摘されている。問題解決のメカニズムとして GRSC が作られていたが、今後の問題解決に向けて GRSC は適切ではないのではないか、ということも指摘されている。

サムットプラカンのインスペクションの時にはパネルが 6 つの政策違反を指摘したにもかかわらず、理事会が政策違反の有無を明確にしなかった。インスペクションの政策違反の有無を明らかにするという本来の目的に帰れば、理事会が政策違反を明確にすべきだと思われるが、その点財務省はどのようにお考えか。

MOF 日向：

チャシュマプロジェクトに関わるインスペクションについてだが、現在の制度ではなく旧インスペクション制度である。したがって理事会の下にある BIC が中心となって進めていくことになっている。先ほど田辺さんが言ったように、我々が BIC にどうなっているのか、というのを聞いたとき、全て予定通りです、ということでそれ以上の情報は得られなかった。パネルが出したレポートについても言及したが、現段階では BIC のメンバーだけに配布され、他には渡せない、ということであった。

旧インスペクション制度の規定では、パネル報告書が BIC からマネジメントに送られ、30 日以内で対応する、ということになっているので、現在はマネジメントの方でパネルの最終報告書を踏まえて検討中なのでは、と思われる。このような状況なので、現在のところ、我々が持っている情報だけでチャシュマのインスペクションの案件をどう見るのか、パネルのドラフトレポートでは政策違反があったといわれるが、我々自体はそれを見ているわけではないので、この点について言及しがたい。

質問の後半部分のサムットプラカンについては、NGO 協議会で何度も取り上げられている。パネルが政策違反を指摘してマネジメントはそれと反対意見を主張するという状況で、BIC から出されたレポートは政策違反を指摘していたが、理事会では政策違反があったかどうかということは判断しなかった。日本としては政策違反があったかどうか、というのは理事会においても解釈が分かれる問題でそれがどちらか、ということではないのだが、個人的には、サムットプラカンのようなことは繰り返して欲しくないと思っている。

田辺：

基本的には BIC から日本理事に出された段階でまたお話をしたい。

MOF 石井：

30 日の猶予があるので、7 月の終わりぐらいにまた来ていただければ。

石田：

サムットプラカンの問題がチャシュマでも踏襲され、固定化されるのは避けたい。パネルのレポートを受けて、政策違反がない、というのが繰り返されてしまうと、いったい何のためのシステムか、ということになるので、この点は財務省にも検討していただきたい。

5. ナムトゥン2ダムにおける情報公開について

松本（悟）：

1－6以外にもナムトゥン2ダムに関しては公開を求めている文書がある。例えばPPA（電力購買計画）など。調査の最終段階に入っているという認識を我々は抱いており、NGOのネットワークの中でも本当にこのプロジェクトでどういうことが事が起きるのか、経済的、社会的、環境面も含めながらしっかり考えようという向きになっている。その中で、特に現在苦労しているのが水文関係のデータというのが非常に公開されていない。これが我々の認識である。それについてはおそらく日本のNGOだけでなく、カナダやアメリカ、タイのNGOも同様の分析をするために情報公開をNTPCや世界銀行に求めている。しかし、全てのNGOがこの文書を入手していない。私としても、日本政府がこうした文書の公開についてどうお考えか、あるいは世界銀行はどう考えるべきだと日本政府は考えているのか、お聞きしたい。基本的には世界銀行の文書というよりは事業者のドキュメントだという理解はしているが、少なくとも重要な文書なので公開されるべきなのでは、と考えているが、いかがか。

MOF 水野（敦）：

世銀もさまざまなNGOと意見交換を行っていて、その中でNGOから文書を公開するべきではないか、と言われている。NGOからの文書公開の照会を受けて、世銀は事業者のNTPCとも協議を行ったところであるが、これらの文書はナムトゥン2以外の将来の案件情報も入っており、文書の所有権は世銀ではなくNTPCにあるという結論に到ったとのことであった。したがって、世銀がこの文書を公開する立場にはないが、従来から世銀としてはNTPCに積極的にセーフガードに関する書類の公開を慫慂してきており、財務省としても、世銀が一層の情報公開をNTPCに求めているというポジションは支持したい。なお、EAMP（Environmental Assessment Management Plan、環境影響管理計画）については、全部公開されているし、その中のAnnex 4はNTPCの水文学的情報に関するものだとしている。世銀としては、本件プロジェクトに関する環境・社会に対する影響についての膨大な資料を公開しており、財務省としても、プロジェクトの透明性を高めるための世銀の努力を見守っていきたいと考えている。

また、このプロジェクトの実施に際し、市民社会との対話は重要だと考えている。我が国としては、世銀理事のサイト視察に際して、ラオスやタイでの現地NGOとの意見交換の場を設けるべき旨事務局に申し入れを行った。また、本年8月か9月頃に、本件についての世銀とNGOとの意見交換会を東京で実施することが計画されている。

松本（悟）：

つまりこれらの文書を公開しないということについて世銀は納得したのか？

MOF 水野（敦）：

納得したかどうかということではなく、世銀としては、文書の所有者であるNTPCの同意がないままその文書を公開することはできない。NTPC自身でセーフガードに関する書類を公開してほしいということを求めている。

松本（悟）：

EAMP について言及があったが、EAMP を読むとこの 1－6 の中の文書が refer されている。したがって EAMP に書いてあることの根拠は refer されているところを見ないとどうやってそのデータを得たのかわからない。したがってこれは単にこんな文書もあるのに出していない、と言っているわけではなく、EAMP を理解するためにはどうしても必要なリファレンスだと言っている。公開されない文書を理由にそこに書いてあるから大丈夫だ、と我々に言っているようなものだ。EAMP が rational であると示すためには我々にリファレンスを公開してくれないと EAMP 自体の信憑性が問われる。世界銀行の審査にとっても非常に重要なことになってくるのでは、と私は思っているのでそう理解していただきたい。

MOF 石井：

1 から 6 まで全てそうなのか。

松本（悟）：

Refer されていることについてだとしたら、その通りだ。

MOF 石井：

それならもう一度そのように伝えてみる。リファレンスの関係は承知していなかった。世銀の文書を理解するうえで必要だ、ということであればその主張には説得力がある。

松本（悟）：

Annex が重要なのだが、Annex 自身に重要な情報が入っていない。リファレンスが重要部分である。しかし NTPC が文書の所有者である、というのは事実である。この場合、世銀がとれるポジションとは公開をしてくれ、という方法が限界か？他に方法はあるのか？

MOF 石井：

自分の出した文書の信憑性を立証するために必要だ、と言えばよいのではないか？もう一度話してみる。

松本（悟）：

それぞれ膨大な資料なので、分析する時間も必要である。出来るだけ早く公開してほしい。東京での意見交換会というのは、世銀の東京事務所が主催するものなのか？

MOF 石井：

主催者は世銀である。実際のロジスティックスは東京事務所が担い、本部・ラオスから関係者を呼び、行う。我々からもやってほしいとは言っていたので、準備が熟してきた。

松本（悟）：

その時もある程度の文書は共通の認識で読んでいた方がいいので、よろしく願いたい。

6. OECD/ECG のコモンアプローチについて

松本（郁）：

コモンアプローチについては昨年の 12 月に OECD の輸出信用ワーキンググループの中で合意があり、その後コモンアプローチを受けて、各国の ECA がそれぞれ政策を作ろうということになった。今週の日曜日に OECD で NGO だけでなくビジネスセクターの方も来てコンサルテーションが行われることになっているが、どういう風にその後プロセスが進んだのか、NGO としても進捗状況については是非コンサルテーションに参加させていただきたい。

NGO 側でもそれぞれ各国でどのように輸出信用の手続き、環境ガイドラインの設定、情報公開の政策がコモンアプローチに沿って進んだのか、進んでいないのか、調査を独自に行っている。その中で 2 つ非常に問題視していることがある。コモンアプローチ自体が非常にあいまいな言葉の使い方になっているというのも要因かもしれない。

一点目は、カテゴリー A 案件に関する EIA の公開である。これはコモンアプローチの中でも”should”、つまり公開しなければいけない、となっていたはずだと思う。今の段階ではベルギー、フィンランドがカテゴリー A 案件を”requirement”として公開しなければいけない、という政策を作っている。しかし、フランス、ドイツ、イタリア、イギリスなどの主だった国は今の時点でもカテゴリー A 案件の EIA の公開を要求事項というよりも、企業と相談、あるいは approve したうえで公開する、とした政策にしている。これは非常に大きな問題だと考え、今回のコンサルテーションでも NGO として、議題としてあげさせていただこうと考えている。日本としては JBIC も NEXI もどちらも requirement としてカテゴリー A の EIA を当然公開しているので、これに関しては各国に対しても今改定中だからこそ強く EIA の公開を求めていっていただきたい。

二点目は非常にテクニカルなところだが、ドイツで今非常に問題になっているのは、コモンアプローチの中では”final commitment to grant official support”とあるが、少なくとも final commitment の 30 日前には、EIA を公開しよう、という表現になっている。だが、この final commitment が何か、ということについては各国バラバラである。日本の場合は JBIC であれば LA の前、NEXI であれば最終的な保険を供与するための約束をした時点、とされていると思う。実際ドイツの中では輸出信用機関が意思決定をする前に、政府間での合意があって、そのあと形式的な輸出信用機関の合意がある。おそらくこれは ODA でいうと EN と LA のようなものかな、と思うのだが、私たちの理解では当然政府内での合意というものがコモンアプローチでいうところの”final commitment”に当たるのではないかな、と考えている。そうすると final commitment、内部での意思決定が終わった後にしか情報を公開しない、というような対応を今検討中だということで、この final commitment をどこにするか、というところも、本当の意味での意思決定が行われる前にきちんと EIA が公開されないと、そもそも EIA の公開の意味がない。そのあたりについてもぜひきちんと確認して、日本政府から各国政府に意見を言っていく必要があるのではないかと思う。

この議題の中には載せていないが、もう一つ日本が requirement にして各国が進めていないものとしては、EIA 設定過程でのコンサルテーションである。日本は requirement としてカテゴリー A 案件に関しては要求事項として現地できちんとコンサルテーションを少なくとも一回は開催するとしているが、これも各国の ECA が進めていないところである。前回、コンプライアンス・メカニズムをきちんと作って

くれ、ということで発言を頂いたようだが、非常に重要な情報公開のところも是非さまざまな形で日本政府から働きかけて行って欲しい。

MOF

今週の金曜に行われたコンサルテーションの場で松本さんになるべく厳しい発言をすることが重要。個別の項目の違反事項を関係国同士で個別に打ち合うということは今の段階では起こらないと思う。各国が決まった high standard で同じレベルにあるということは重要だと思うので、それをどのように見守っていけばよいか、これから考えていきたいと思う。

そのような観点から各国の実状に関する情報は通常当方には入らないので、こういう場で情報提供していただけるのは非常に助かる。それを必要に応じて会議の場でも伝えていきたいと思う。少なくとも、我々が個別国に対してこれをやれと言うのは効果がないわけではないが、すぐ国同士打ち合いのような低レベルな話になってしまう感もある。しかし交渉のなかで、うまく使える場合には使いたいと思っている。今週の金曜日の会議でこのことについて日本が声高に言うのは必ずしも生産的だとは思わない。しかし、他の国について一切口を出さないということではないので、引き続き教えてください。

松本（郁）：

確かに個別に名指しで言うのは非常にやりにくいと思う。しかし、これに関しては日本は本当にやっているのもっと自信を持って、コモンアプローチができているわけだから、それに従うのは当然だ、とやっていないところは言うていただく必要はある。そもそも共通のフィールドを作るためにコモンアプローチを作っているのだと思うので、その共通の理解に非常にブレが大きく、本当にこれで十分なのか、表現が曖昧ではないのか、というのは NGO としてはずっと言ってきた。それが表面に出てきたと私たちは思っていて、その曖昧なところをきちんと適切な形に、日本としてはすでにやっているわけなので、是非積極的に、特に情報公開は重要なところなので、何らかの形で一番良いと思う方法で是非お話していただきたい。

MOF 中尾：

パリクラブで貿易保険を免除するときに、民間が貿易保険でカバーされている部分以外に持っている部分がある。それも一緒に政府がまとめて交渉して、例えば 100%や 90%削減などをする。その政府が決めたことを民間側が債務免除ということで、一緒に飲まなくてはならないことになる。ドイツではその場合、民間が勝手に政治的な意図で免除したのだから、補償してください、ということはある。その議論と関わってくるのかもしれない。松本さんのおっしゃった事がどういうことなのかよく調べていただきたい。いずれにしても免除というのは ODA にカウントされる。

松本（郁）：

つまりオランダに限らずどこの国でも ODA 予算で輸出信用の債務削減を行っている、ということか。

MOF 水野（哲）：

それは ODA としておかしいことではない。

7. サンロケダム・ミンダナオ石炭火力プロジェクトに関する要請に対する日本政府・JBIC の対応に

ついて

波多江：

今回の件は両方ともフィリピンだが、事前に要望は出している。サンロケダムについては5月18日付けで、谷垣大臣宛に、融資を決定する際には問題解決のための枠組は整っていると国際協力銀行は言っ
て融資を決定したが、着工から6年たっているにもかかわらず、問題解決はまだ図られていない、とい
う主旨の要望書を出した。ミンダナオの石炭火力については5月末に財務省と会合を持たせていただき、
その時に会合の中で出した要望ということで、対応についてお聞きしたい。

一点目の要望について、JBIC が環境ミッションに毎年2回行っていて、私たちもその報告は会合とい
う形で、口頭で受けている。しかし、その際いつも事実は報告されるが、問題解決のために事業者が行
っている対策が JBIC として十分だと思っているのか、評価を出していただいたことはない。そういっ
た評価はもちろんしていただく必要があると考えている。また、その評価をする際には、非常に問題に
なっている生活水準のレベルが低下しているのではないかな等の懸念がある。今の生活水準を把握して
いただく、それからこういった程度の生活支援プログラムが必要なのか、評価をしていただきたいと思
っている。

二点目の要望について、今も影響住民という対象者が広がっている。当初97年に影響住民だと言われ
ていたのは309世帯だったが、今は最終的な移転対象者は781世帯に膨れ上がっているし、また砂金採
取という生活手段を営んできた人々3000人程が生活支援の認定を求めている。過去の経緯からも、事
業者は影響住民を過小に見積もる傾向があると思っている。そういった意味でもこれから影響住民を認
定する際に透明性の高いプロセスで、砂金採取の人々がそのプロセスに加わるような形で認定のプロ
セスをしていただきたい。

三点目の要望について、99年当時に JBIC がどのような問題解決の枠組みを想定していたのかわからな
いが、その時点での見通しと現在の問題状況を見比べたとき、99年当時にどういう配慮が足りなくて、
結果6年間問題解決が行われていない状況があるかということを JBIC が明らかにしていただきたい。
サンロケダムに係っている担当の方はこういった事を重々承知していると思うが、JBIC の組織として
そういった状況を共有していただくことが、おそらくサンロケダム以外のプロジェクトにも非常に有益
になると思う。

四点目の要望について、サンロケダムの問題解決が図られるまでは、残り10%の融資は止めていただき
たい。それに対して、今財務省、JBIC はどのような対応をとっているのかお聞きしたい。

ミンダナオの石炭火力発電事業について、こちらは昨年12月に JBIC は融資を決定しているのだが、
事前に、昨年の5月～7月くらいから地元の方から様々な懸念が JBIC の審査宛に届いている。その地
元からのレターに対して JBIC はレターを受け取りました、というレスポンスしか返していない。また、
12月に JBIC が融資を決定した際に、ガイドラインに基づいて環境レビューチェックのレポートを拝受
しているが、それはたった2ページで、地元の人々が懸念していたような問題について答えたものでは
なかった。しかも日本語でしか公開されなかった。そのようなところで JBIC のアカウンタビリティも

問題だと思っている。それを踏まえて会合の中でも出していた要望というのは、一つ目は地元の人々と直接対話をしていきたい、きちんとした現地調査を行っていただきたい、ということ。二つ目は、地元のステーク・ホルダーが懸念をあげていることに対して JBIC はどういう判断をしたのか、ということ。三つ目は、この問題も十分なコンサルテーションが地元で行われていない、という事実もあるので、そういった問題が解決されるまでは、既に決定されたことだが融資は控えていただきたい、ということである。これらに対して財務省はどのような対応をとっているのかお聞きしたい。

MOF 水野（哲）：

まず、サンロケダム関係についてだが、財務省としてはもろもろの問題については基本的に JBIC が対応するという認識の下、JBIC に対して誠実に対応するよう指導している。そういった指導は引き続く行うつもりでいるし、また JBIC としても事業の状況はなるべく把握したいと考えている。今回頂いた要望事項、個別の事実関係、今後の対応について JBIC に確認した。

一点目について、事業者との対話の実効性を強化するという指摘については、事業者は移転住民等の生活支援ニーズを把握した上で、その住民の経済水準の改善又は維持するために必要な生計支援プログラムを実施してきて、今後も継続していくと JBIC から聞いている。また、JBIC から、事業者は実施済みの生計支援プログラムでの経験をもとにプログラムの実効性を高めることを行っていると聞いた。

二点目について、影響を受ける住民の拡大の原因を究明して十分に注意してモニタリングを行う、ということについてだが、なぜ生計支援プログラムの対象が増えたのか、あるいは今後の新たな対象認定者のプロセスについては、前回（2004 年 4 月）の NGO 協議会でも FoE から同じ質問がなされて答えている。必要ならばもう一度説明するが、時間の関係もあり、いかがか。

三点目について、本事業の融資決定前の審査における問題点を JBIC として明らかにすることについてだが、JBIC としては融資決定にあたってその時点において適切な判断を行ってきており、もし、融資決定の際に予見できなかったような事項があった場合には、それはその時の段階で、その都度適切な対応を行ってきているという説明を受けている。今後の新たな融資案件については、これまでのプロジェクトで蓄積されたノウハウや、こういった NGO の方々とのコンサルテーションを踏まえて作成された新環境ガイドラインに基づいて環境審査を行って融資についての判断を適切に行う、という説明を JBIC から受けている。

四点目について、残金 10%の融資を停止する、という要望についてだが、JBIC からは、まだ貸し付けていない部分の融資については融資契約に基づいて対応を行う、ということであり、また、現時点においては融資契約に違反して融資を凍結するような状況ではない、という説明も受けている。ただ、従前から JBIC は本事業の実施主体に対して十分な環境社会配慮を行うよう申し出ていたもので、本事業に対して環境社会配慮に取り組んでいく、と説明を受けている。

次にミンダナオ関係について、質問事項の前に、提出していただいた背景についての資料を読んで、若干の事実認識に異なる点があるようなので、そこから説明したい。

“フィリピン上院の決議文第 470 号が採択された”、と書いてあるが、私たちは JBIC からこういった事実はない、と聞いている。これは事実認識の問題なので、どちらかが正しいと思うのでもう少し確認する必要性を感じている。

次、“地元のミサミス・オリエンタル州評議員 12 名のうち 7 名が本事業への反対を表明した”、ということについてだが、これも州評議員会の機関決定のプロセスを承知していないので詳しいことはわからないが、JBIC からは、これは一部議員の意見の表明であって、州評議会としては反対をするという正式な決定を行っていない、と聞いている。

三点目の“17 キロ離れたミサミス・オリエンタル州のクラベリア町議会の方が事業反対の決議を採択した”、ということについて。本事業の環境影響範囲を定める権限をもつフィリピンの環境天然資源省は、この発電所の環境影響範囲は 2 キロ圏内であると設定した。今回決議をされたクラベリア町は、環境影響範囲の外にある。

四点目に 5 月に来日された地元 NGO の、メンバーの方の話についてだが、私もその方にお会いできたのだが、一番目の有害排出物の健康被害については環境アセスメント報告書等に基づいて対策が講じられている、と言っていた。二番目のコンサルテーションの範囲が限定されている、ということについてだが、先ほども申し上げたとおり、環境影響配慮の圏内が設定されているということによる。だが、事業主体が地元の人々と十分なコンサルテーションを行うというのは重要であり、マスコミやメディアを通じてコンサルテーションへの参加を広く呼びかけてみて、2 キロ圏外の住民の方々にもコンサルテーションに参加してもらっていると聞いている。ちなみにそのコンサルテーションは、2002 年及び 2003 年に合計 32 回開催された、とも聞いている。

5 月に来られた NGO の方々の関係で、三つの要望が出されたとのことだが、これは私の英語のヒアリング能力にも問題があるのかもしれないが、三番目の要望については聞いた記憶がない。念のために JBIC にも確認をとったが、確かに一番目、二番目の要望についてはそのような発言があったが、三番目の要望については、現在、本プロジェクトに反対の団体が計画している訴訟が提起された場合、それが決着しない間は融資の拠出を一時停止すべきではないか、と言う発言だったと聞いた。つまりすぐにやめろ、ではなく裁判が続いている間はやめて欲しい、という要望だったと聞いている。

最終的に財務省の対応としては、JBIC に対して、適切に対応を行うよう従来から指導してきたので続けていくつもりだ。また、この事業の状況把握に努めていきたいと思っている。

JBIC に対する具体的な要望が 3 件あがっているが、まず現地調査を行って欲しい、という点についてだが、JBIC としてもこれまで事業の環境影響や社会的合意に関する事実関係を明確にするための現地調査を行ってきている、と聞いている。

二点目の、ステーク・ホルダーに対するアカウンタビリティの透明性の向上についてだが、JBIC としても今まで NGO を含む地元のステーク・ホルダーとの対話にも応じてきていて、今後も継続する予定

でいると聞いた。

三点目の、問題が解決するまで融資を一時停止してくれ、という点については、JBIC としては今後ともこの事業の環境に影響する重要な項目についてモニタリングを行っていった、環境に関する現地基準を満たさないといった重大な問題が発生していない、フィリピンの関連法に明確に反する、といった状況になれば融資契約に基づいて対応をとる、と聞いている。

波多江：

サンロケのことで一点確認したいことがある。一番目のミッションに行ってどういった評価をしているか、ということについて、生活支援プログラムを今の生活水準の向上、プラス、以前のレベルを維持するためにやっていく、とおっしゃったが、JBIC はそういった向こうの方の生活レベルのデータを持っているのか。事業者が社会経済調査を行っていると思うが、そういったものをもとにしているのか。

MOF 水野（哲）：

その点は手元にないので JBIC に問い合わせたいと思う。（注参照）

波多江：

5 月 18 日に JBIC とも会合を持ったが、その時にも事業者である SRPC が行った社会経済調査が出てきた場合に、こちらにも情報を共有していただきたい、と言ってある。せっかく事業者が新しい枠組みを作ろうと動いている中で、私たちも情報をぜひ共有させていただいて、共通認識を持って、そういった新しい枠組みを実のあるものにしていけるようにしたい、と思っている。財務省からも是非、そのように言っていただきたい。

ミンダナオの上院の件については resolution が出ているので、そのコピーは財務省にも渡したと思うし、このステータスは今も on going になっていて、上院のホームページでも見ることができると思う。JBIC がどういう理解をしているのかわからないが、そこは事実認識が違うと感じた。

MOF 水野（哲）：

そこは JBIC に確認する。（注参照）

波多江：

17 キロが 2 キロに入るか入らないか、という問題についてだが、今まさに地元で訴訟の準備をしているのはその点についてである。フィリピンの環境アセスメント法の中で、スコーピング（影響範囲の決定）をする際に、regional impact zone をきちんと含めなければいけない、と書いてある。要するに、懸念を示している自治体はコンサルテーションに含めよう、とある。その中で、この「半径 2 キロ」という根拠が全くわからない。それを問題としている。その判断を JBIC がどうされるか、というところでおそらく ECC がフィリピンの環境省から出されていて、環境上問題がないとしてあるから融資の決

定に踏み切ったと言うこともあると思う。

例えば、サンロケダムでいうと、ECC はもちろん出ていた。そのあとにこれだけの大きな問題が出ているということは、ECC が発行されているからその事業に環境の問題はない、と言えないだろうと思う。この半径 2 キロがどうなのか、というのは JBIC としてより主体的に、地元に行ったのであれば、半径 2 キロ以外の方でレターを出している方がいるのでそういった方々と対話をして調査をしていただきたい。

MOF 水野（哲）：

今聞いた点は JBIC に伝えたいと思う。例えば 2 キロの話が出たが、フィリピン政府が決める問題なので、それを JBIC がそれ以上の環境配慮をしろ、というのはなかなか言いにくい問題だと思う。むしろ JBIC としては、地元の方々が関心を持っているということを十分承知して考えておく、ということになると思う。

波多江：

それに関してだが、フィリピンの法律で 2 キロ以内の人にコンサルテーションをしなさい、と決められているわけではない。

MOF 水野（哲）：

我々の方で勉強不足かもしれないが、フィリピン政府としては 2 キロ圏内に設定した、と JBIC から聞いている。もしそれがおかしいのであれば、そう議論していただければ良いと思う。（注参照）

波多江：

その点は話したはずだが。事業者が勝手に 2 キロと決めて、2 キロ範囲以外の人には全然話を聞いていない。そういったコンサルテーションはフィリピンの環境省で認定されたとしても、なぜ 2 キロなのか、根拠がはっきりしないわけだから、日本が不十分だと思えば、より幅広い範囲の人に話を聞いて判断していただくのが当然かと思う。2 キロ範囲以外の人が出しても、返事もしないというのは、そのプロセスが問題になってくると思う。実際そこが、フィリピンの環境アセスメント法でも違反だということで裁判が行われるわけなので、それでも事業を進めるということに問題があると思う。

MOF 水野（哲）：

基本的に環境社会配慮は実施主体が行うものだと思うが、実施主体とはどのような議論をされているのかお聞きしたい。実施主体自身の問題だと思う。

波多江：

JBIC は JBIC の担当に環境社会配慮をまかせている。私達が問題にしているのは JBIC が融資を貸付する際に審査をするプロセスだ。

MOF 水野（哲）：

JBIC だけの問題ではない。JBIC だけが一人になかをしても変わらない。実施主体がより取り組む必要

がある問題だと思う。

波多江：

それは地元の方々が事業者に改善を求めて今訴訟を起こそうとしている点だ。新しいガイドラインに沿って進めているというが、環境レビューの結果であるチェックレポートはあまりにも内容が薄い。それでは答えになっていないのでは。

MOF 水野（哲）：

問題があれば異議申し立てを受けるようにしている。

波多江：

異議申し立ての際に住民が必要となる JBIC 側の説明（環境レビューの結果）も日本語でしか出ていない。分析さえも現地の人にはできない。

MOF 水野（哲）：

英語で全ての情報を出せと言われてもすぐにはできない。

松本（郁）：

住民は英語でレターを出してきている。それに対して、「レター有難うございました」だけで、懸念にはきちんとした返答をせず、日本語での文書だけを出すというのは、公的金融機関として説明責任を果たしていないと思う。この辺も総合的に考えて、財務省も考えていただきたい。

（注）FoE Japan から指摘あった 3 点につき、財務省は JBIC に確認した上で、7 月 2 日、下記の回答を NGO 側窓口（JACSES）を介して FoE Japan に送付した。

1. サンロケダム事業に関し

（FoE Japan 指摘事項）

JBIC が年 2 回行っているミッションにおいて、現地住民の生活水準に係るデータを取っているのか。また、事業主体（SRPC）等による生活調査のデータを入手しているのか。JBIC が当該データを保有しているのであれば、共有させて頂きたい。

（回答）

JBIC ミッションでは、これまで比政府・事業者との協議や各種対応策の実施状況の確認等を中心に行ってきたおり、包括的な現地住民の生活水準のデータ収集は行ってはおりませんが、移転住民の移転先訪問の際には可能な範囲において、住民から生活状況にかかるヒアリングなどは行っており、また、事業者によって実施された移転住民の所得調査のデータを現在入手中であるところです。

しかしながら、この移転住民の所得調査については、事業者自身により実施された調査であり、融資契約に基づき、公表しないことを前提に融資者である JBIC の為に提供されるデータであることから、JBIC から第三者に対しデータを開示することは難しいと考えております。

2. ミンダナオ石炭火力事業に関し

(FoE Japan 指摘事項)

(ミンダナオ石炭火力事業に関する) フィリピン上院の決議については、上院のサイトにも掲載されている。

(回答)

指摘の Senate Resolution 470 がフィリピン上院のサイトに掲載されていること、及び Senate Resolution 470 が存在していることは、JBIC として承知しておりますが、サイトでも言及されているとおり、この Resolution は環境天然資源委員会 (the Committee(s) on ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES) に提出されたのみであり、上院として、また、委員会として議決がなされた事実はありません。

なお、Senate Resolution の取扱いについては、フィリピン上院において以下のとおり取り扱われることとなっています。

- (1) 上院による Resolution の File
- (2) 関係委員会への移送 (今回の場合は環境天然資源委員会に移送)
- (3) 委員会は、5 日以内に会議を持ち、当該 Resolution に基づきいかなる行動を取るか決定する。その際には、委員会の過半のメンバーの出席が必要。

本 Senate Resolution 470 は上記(2)の委員会への移送しか実施されておらず、その後の手続は行われていないこと、及び本 Resolution を決議するための会議が持たれた事実はなく、また、本 Resolution を、上院及び委員会、いずれも議決した事実はないことを実施主体より聞いております。

(FoE Japan 指摘事項)

フィリピンにおいて、発電所の環境影響範囲については法律で定められているものではない。2km とした根拠は何か。また、この 2km について、JBIC としてどう考え、JBIC として判断したのか。

(回答)

フィリピンには、プロジェクトの種類別に影響範囲を定めた法律はなく、環境影響範囲の決定は、フィリピン法令上、環境天然資源省に授權されています。同省は係る授權に基づき、本プロジェクトについては、地元住民や NGO 等とのコンサルテーションを行うなどの、法令上必要な手続を経た上で、2km という環境影響範囲を決定したと聞いています。従って、2km という範囲については、JBIC としてはフィリピン法令上妥当であると考えています。

なお、環境アセスメント報告書上の影響範囲は 2km ですが、実際のコンサルテーションにあたっては、事業主体はマスコミ等のメディアを通じて幅広く (半径 2km 外の住民にも) コンサルテーションへの参加を呼びかけており、かつ、これらの住民等も実際にコンサルテーションに参加しており、事業主体として半径 2km 外の住民にもオープンなコンサルテーションを行っていると考えております。

また、環境影響範囲の決定権限を環境天然資源省に授權している根拠法等については、以下のとおりです。

- ・ 1978 年 6 月 11 日付第 1586 大統領令「環境影響低減策等を含む環境影響評価報告書制度の構築について」第 8 条にて、国家環境保護委員会は環境影響評価報告書制度の実施にあたり必要な各種省令・規則等を制定する旨、規定。
- ・ 国家環境保護委員会が有していた上記の権限は、1987 年 6 月 10 日付第 192 大統領令「環境エネルギー天然省から環境天然資源省への組織改変及び名称変更等について」第 16 条にて、

環境天然資源省内の環境保護局に移管され、同条(d)の下、環境保護局は環境影響評価報告書制度の実施にあたり、必要な省令、規則を提案、かかる提案を受け、環境天然資源省は同令第7条(c)に基づき、必要な省令を制定することが出来る旨、規定。

- ・ こうした権限の下、環境天然資源省は 1996 年第 37 省令(DAO 96-37)を制定しており、同省令の第3章に環境影響評価報告書制度が規定され、その一環として、環境影響範囲は環境天然資源省が定める旨、規定。

以上